

議案第 35 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を  
制定するについて

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

機関	事務
----	----

」

「 に

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

」

改める。

別表第2中

「 を

機関	事務	特定個人情報
----	----	--------

」

「 に

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報であつて規則で定めるもの

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。